

府中市監査委員告示第5号

監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので、別添のとおり公表する。

令和8年6月8日

府中市監査委員	石橋純一
同	酒井克典
同	井上郁子
同	にしみや幸一

改善・検討の対応状況

令和7年度財政援助団体等監査（府中市消防団互助会_補助金）	
区 分 （改善・検討） (1) 団体への補助について 補助金の申請から交付決定に至るまでの手続について、交付申請書、交付決定通知書、添付書類等を確認したところ、補助金等交付申請書の別紙について府中市補助金等交付規則と異なる様式が使用されており、記載内容にも誤りが見受けられた。	
各課への照会結果	
対応状況 （改善計画）	補助金等交付申請書の別紙について、府中市補助金等交付規則に定める様式と異なる様式を使用していたことが判明した。このため、令和8年度分の補助金等交付申請書については、本来の様式を使用して申請を行い、是正した。 今後は、補助金等に係る事務処理にあたり、交付規則及び所定の様式を改めて確認のうえ、適正な手続を行う

改善・検討の対応状況

令和7年度財政援助団体等監査（府中市消防団互助会_補助金）	
区 分 （改善・検討） (2) 会計経理について 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ、互助会代議委員会後の懇親会会費について、本来は雑収入として収入すべきところ、会費収入として処理がされており、令和6年度府中市消防団員互助会収入支出決算事項別明細書の説明欄に記載されている延べ人数も異なる人数となっていた。	
各課への照会結果	
対応状況（改善計画）	互助会代議委員会後の懇親会会費について、本来は雑収入として処理すべきところ、会費収入として処理していたことが判明した。 このため、令和7年度の収入支出決算事項別明細書の作成にあたり、当該懇親会会費については、本来の区分である雑収入として処理し、是正した。 また、収入支出決算事項別明細書の説明欄に記載する月会費に係る人数について誤りがあり、実際の会費収入額と人数の整合性が取れていなかった。 令和7年度決算においては、会費収入額自体は正しいことを確認したうえで、説明欄の人数について実態に即した内容に改め、是正した。 今後は、金額のみならず人数等の内訳についても整合性を確認のうえ記載し、適正な会計処理を行う。

改善・検討の対応状況

令和 7 年度財政援助団体等監査（むさし府中商工会議所_補助金）	
区 分 （改善・検討） (1) 団体への補助について 補助金の申請から交付決定に至るまでの手続について、交付申請書、交付決定通知書、添付書類等を確認したところ、経営改善事業補助金実績報告書の添付資料である支出内訳の金額に誤りがあった。	
各課への照会結果	
対応状況（改善計画）	当会議所で金額修正後、市への報告書を訂正することを失念していたこと、提出前の最終確認を怠っていたことが原因であるため、書類作成後に金額修正が起きた場合は職員間で情報を共有、また、提出前にダブルチェックを行い、単純なケアレスミスが起きないスキームを構築した。

改善・検討の対応状況

令和 7 年度財政援助団体等監査（府中市勤労者福祉振興公社_補助金・出資金）

区 分 （改善・検討）

(1) 団体への補助について

補助金の申請から交付決定に至るまでの手続について、交付申請書、交付決定通知書、添付書類等を確認したところ、はつらつ高齢者就業機会創出支援事業運営費補助金交付決定通知書の補助期間について、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までと記載すべきところ、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までと記載されていた。

各課への照会結果

対応状況（改善計画）

本件は、補助金交付決定通知書に記載すべき補助期間について、確認が不十分であったことから、誤った年度を記載したものである。
 今後は、補助金交付決定に係る文書作成に当たり、交付申請書及び関係書類との内容照合を徹底するとともに、複数人によるチェックを実施し、記載内容の正確性の確保に努め、再発防止を図る。

改善・検討の対応状況

令和7年度財政援助団体等監査（府中市土地開発公社_出資金）

区 分 （改善・検討）

3 会計経理について

出資団体に係る会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ、土地取得費の支出において、土地売買契約書の公社側代表者の肩書を「理事長」と表記すべきところ、「理事」となっている契約書が散見された。

各課への照会結果

対応状況
（改善計画）

今後新たに締結する土地売買契約書については、土地開発公社側代表者の肩書が正しく「理事長」と記載されているかを、契約書作成時および決裁時に必ず確認することとし、チェックを徹底している。これにより、同様の表記誤りが再発しないよう、事務処理の適正化と内部確認体制の強化に努めている。